

価値剥奪装置としての差別

——「婚外子差別」を手がかりにして——

橋本 真琴

本稿は、「婚外子差別」という事例に基づいて差別の定義に関わる近年の理論研究を検討し、差別をどのように定義すべきかの方向性を示すことを目的とする。差別をめぐるコンフリクトの最大の特徴は、加害行為の存否が争われる点にある。そこで本稿は「価値剥奪装置としての差別」という視角を提示し、行為の次元ではなく行為解釈の文脈を規定する言説の装置として差別を捉えることを提案する。

1 はじめに

差別にまつわる（とされる）問題経験⁽¹⁾についての記述には、「障害者」・「部落」・「女性（ジェンダー）」・「在日」などの領域ごとに豊かな蓄積がある。また、差別の原因を何に求めるかについての説明も、階級還元論的説明や偏見説をはじめ、無数に存在してきたと言える。一方、“そもそもある人々のもとに共通する社会的事象としての「差別」が存在していることそれ自体をどのように説明するのか”つまり“なぜ我々は多様な問題経験を「差別」という概念によって・「差別」という概念の周辺に記述するのか”ということについて書かれたものはあまりない⁽²⁾。

だがしかし、差別の存在を与件として記述を始める差別定義なき差別論は、ある事柄を「差別」として論じる営みそのものを深刻な危機に曝す。なぜなら、差別をめぐるコンフリクトの

最大の特徴は、たびたび指摘されるような「差別する側」と「される側」の間にある認識の軽重ということ以前に、そこに（社会的に解決されるべき・人災としての）差別が「存在するか／しないか」という問題の存否自体が争われる点にあるからである。

したがって、差別論が多少なりとも問題解決への志向性を有するものならば、すなわち、構築主義的な社会問題論とは一線を画し、それ自体、社会問題を構築する営みたらんとするならば、なによりまず次の作業が必要である。それは、「耳を傾けるべきかれら」の存在を与件とする問題経験の内容（ソフト）についての記述ではなく、主に「差別」という言葉によって問題経験を語る人々と、その他大勢の人々との間に認識上の亀裂を生ぜしめる当のメカニズム（ハード）についての議論である。

以上のような問題意識に基づく議論の手始めとして、本稿は、主に「婚外子差別」という事例を手がかりに、“どのような事象を核として

「差別」を定義するべきか”その方向性を模索する。そして最終的に、被差別体験において問題になっているのは、日常生活を営む際の障害ではなく、社会的自己そのものの破壊であること。したがって、このような「目に見えない」被害について問題構築を行なうためには、行為の次元ではなく行為解釈の文脈を規定する言説の装置⁽³⁾として差別を捉える必要があることを主張するつもりである。当該の装置は、支配的な価値の基準に基づいて人々から社会成員としての資格を剥奪する。よってこれを「価値剥奪装置としての差別」と呼ぶことにする。

基準となる被差別体験のイメージは、(1) “誰も・何もした覚えがない(危害を加えた覚えがない)” という条件下における(2)世界を二分する集団間関係としての(3)「被抑圧／抑圧」状況の体験である。

(1) およそ被差別体験と呼ばれるものが「加害者」(と事後的に規定される人々)の認識や意図と関わりなく生起することは、差別論においては「常識中の常識」にあたる事柄であると言えよう。にもかかわらずこのような現象は、定義にとり入れられる際にも、「付加条項」として扱われるにとどまり(江嶋[1993]など)、これが生じるメカニズムについて十分な説明が行なわれてきたとは言い難い。

(2) また他の被害体験と異なる点に、差別は世界を二分する集団間関係として体験されるということがある。数々の先行研究が指摘してきたように、差別は人々の客観的な集団性にその根拠をおいてはいない。そしてこのことは、先行する諸研究の想定を裏切って、人々にとって自明のことである(一口に「女」と言い「障害者」と言っても、その内実が多様であることなど分かっている)。しかし、にもかかわらず世界を二分する集団間関係として体験されるという点に

差別の特徴があるのであり、このような観点からは、客観的な集団性に依拠した差別論もこれを否定して事足りりとする差別論も、同様に不十分である。

(3) さらに、差別は多くの当事者言説において、単発的な行動やその短いまとまりとしての事件であると同時に、一貫性を備えた状況でもある。差別はこれを訴える人々の生全体を蓋う苦難として体験され、しばしば「空気」のメタファーで語られる。したがって差別は、行動・事件としてのみ論じられるべきものではなく、また行動・事件と状況とに分けて論じられるべきものでもない。それは、数々の断片的な行動ひいては事件を集積し、ひとつの状況へと統合する装置として考えられるべきであろう。

具体的には以下のプロセスで論じていくことになる。第2節では、近年の差別定義について概観し、問題の所在を「加害行為相関主義」として論じる。すなわち、差別の訴えにおける争点は加害行為そのものの存否であるにもかかわらず、従来の議論は加害行為の存在を前提にしているということである。第3節では、加害行為相関主義的アプローチでは捉えられない事象の例として「婚外子差別」をとりあげ、価値の次元において差別を捉えるアプローチを参照しながら、これを差別問題として論じる。第4節では、事例の検討をとおして新たに得られた視点から、被差別体験が生起するプロセスについて論じる。最後に第5節で、差別問題の構築という目的に照らして、本稿の作業が持つ意義について述べる。

主にとりあげる事例についての記述は、法律学や社会学における婚外子研究・「当事者」テキスト・反差別の運動団体における参与観察⁽⁴⁾・インタビュー調査⁽⁵⁾のデータを用いて「婚外子問題」を論じた拙稿(橋本[2001])に基づい

て再構成したものである。

2 先行研究の検討

第2節では、現在支配的な差別問題の枠組みを検討し、その本質を「加害行為相関主義的アプローチ」として批判する。加害行為相関主義的アプローチは、帰責すべき主体が明らかな加害行為の存在を想定している。そのため、加害行為を同定できない多くの場合について、説明力を持ち得ないという欠点を持っている。

2-1 「被差別者」とは誰か”をめぐるとの研究

無数にある差別論において、差別の「恣意性」が繰り返し指摘されてきた。古くは「ユダヤ人」とは誰か”をはじめ、「同性愛者」とは誰か”・「女」とは誰か”・「部落民」とは誰か”といった類似の問いにはじまる一連の研究が提示した事柄は、以下のようにまとめることができよう。

第一に、「ユダヤ人」・「同性愛者」・「女性（ジェンダー）」・「部落民」等を論じる諸研究とは、単なる地域研究・ライフスタイル研究ではないということの再確認である。これらの研究は、問題経験者とかれらの問題経験に対する関心に発したものであり、対象者もまた、このような関心によってはじめて集団としてきりとられる人々である。

第二に、このような関心のもとでは、対象集団を「実体」としてではなく「記号」としてしか定義できないということの気づきである。

従来の差別論は、身体的特徴や出身地などによって、“問題を経験することが予定されている人々”として対象者をきりと、描き出してきた。一部では、これらの事柄こそが人々に問題を経験させるものであるとする因果論的説明

も行なわれてきた。だがしかし、数々の事柄は問題経験者側の実態の反映などではなく、恣意的なメルクマールにすぎないこと。また、これらが人々に適用されるプロセスもいい加減なものであることが指摘され、メルクマールと実在する問題経験者とのきり離しが行なわれた。

第三に、すなわち先行の諸研究も運動も、目的や理念においては異なれ、対象としてきた人々を扱うその方法において、告発しようとしている当の相手と完全に通底してしまっていたということの指摘と反省である。

例えば、ある事柄を「部落問題」として書き・「部落問題」として読むにあたって、ネガティブな像を描くにせよ・ポジティブな像を描くにせよ、人口に膾炙した「部落民」という記号を、我々は既に使用してしまっている。だが、我々が問題にしてきた社会的事象が、その生において多様な人々を集団としてカテゴリー化する事象であるとの前提にたてば、このような書き手と読み手による「部落民」という記号の共同使用を可能にしているもの自体が、当の事象であるということになる。

2-2 加害行為相関主義的アプローチ

このような背景のもと、恣意的なカテゴリー付与（差異の設定）に基づいて、日常生活遂行上のネガティブな効果（これをく不利益と呼んでおく）をもたらす他者行為として差別を捉えるアプローチが、差別論においても運動の場においても、次第に定着しつつあると言えよう（鈴木 [1974]・山田 [1996]・野口 [2000] など）。例えば、次のような定義である。

本人の選択や責任とはかかわりのないような、個人の能力・業績ないし個人の具体的な行動と無関係につくられた自然的・社会的区

分(カテゴリー)に属していることを理由にされて、集団ないし個人が不利益を蒙るか人権を侵されるか不愉快な思いをさせられる行為、これを差別という。(鈴木 [1974: 40])

これらのアプローチが、カテゴリー付与の契機について、ある人々が差別の対象となることを「宿命」とみなす考え方を排除する点で、反差別的強い意思に貫かれたラディカルなものであることに疑いはない。だが、カテゴリー付与における「恣意性」を強調する一連の研究も依然、(1)〈不利益〉の発生(2)〈不利益〉と他者行為との結びつき(3)当該行為と行為者の対象認識との結びつきの三つを要件として、差別を捉えるアプローチを採用している。本稿は、従来の定義にも通じるこのようなアプローチを、「加害行為相関主義的アプローチ」として問題にしたい。

まず、身体の侵襲や生活水準の低下そのものが問題の中心なのであれば、殊更に「差別」という言葉を用いなくても、〈不利益〉のみによって問題化することが可能であるということを確認しておこう(「健康問題」として、あるいは「貧困問題」として)。その上で重要なことは、ある事象に先のアプローチを適用できるときには、既に問題の大半が片づいてしまっているということの方である。そうではないか。ある人のもとに〈不利益〉が発生しており(ex.雇用されない)、〈不利益〉の背後に特定の行為者が存在し(ex.不採用を決めた担当者)、当該行為が行為者の対象認識に由来する(ex.〈障害者〉だから落とされた)ことが明白であるならば、かれの経験する問題の問題性については比較的容易に人々の共感を得るであろうし、(その正当性についてはともかく)責任の所在を問うことも難しくはない。

だがしかし、差別の訴えを際立たせる出来事とは、第三者の目から見て帰責すべき主体が明らかかな加害行為をどこにも見出せないにもかかわらず、ある人々が問題を経験するという他には見られない事態であり、訴えている問題経験者の「問題を経験するに値する理由」が根底から疑われるという事態である。既に幾度も指摘されているように、差別問題の特徴はその存否が争われるところにある(坂本 [1986]・水津 [1992]など)。であるとすれば、問題経験者与其他の人々との間にこのような認識上の亀裂を生ぜしめるものこそ、「差別」という定義を与えられるべき対象であり、かれらの周辺に堆積する他のさまざまな問題(「健康問題」・「貧困問題」など)には還元できない固有の問題として我々が捉えようとしてきた問題を人々に経験させる当のものであるはずである。

すなわち、先の(1)~(3)を問題にする加害行為相関主義的アプローチは、行為客体の苦痛や怒りを第三者の直感に容易に訴える説得性を持っているというまさにその点において、大きな難点を抱えていると言わねばならない。換言すれば、先のアプローチの問題性は、これを適用できる場面とは差別が引きおこす問題群の一つの例ではあるかもしれないが、差別そのものであるとは言えないところにある。よってここから、先に挙げた認識上の亀裂についての説明を導くことができないのである。

3 婚外子差別とは何か

第2節では、差別の訴えに見られる特徴について、問題の存否自体が疑われる点にあると述べた。これは具体的にはどういうことか。第3節では、従来のアプローチの限界を示す事例として「婚外子差別」を取り上げ、差別を価値の

次元において捉えるアプローチの有効性を確認する。「婚外子差別」という社会問題の周辺で問題経験を語る「当事者」は、言挙げすべき被差別体験を「持たない」。だが、価値の次元において差別を捉えるアプローチに基づけば、このような人々も差別の被害者として記述することができる。

3-1 被差別体験なき問題経験者

日本において「婚外子差別」という社会問題が公共空間に登場したのは、1980年代である。「婚外子差別」に関する中心的な議論は、非嫡出子⁽⁶⁾に生じる法制度上の〈不利益〉⁽⁷⁾を、“結婚（法律婚）していない男女の間に生まれた子どもとその親に対する差別である”として問題にしてきた。「婚外子」という言葉は、一連の議論の過程で「差別的な」「非嫡出子」⁽⁸⁾の代用語として採用されたものである。訴えは、裁判闘争や民法改正運動などの実践と、これらを支持する家族研究によって次第に活発化してきている。

一方、運動の盛りあがりにつれて、従来の婚外子問題の図式に当てはまらない「当事者」の語りや、差別撤廃運動の場や書籍・ウェブサイト等に登場する。

私は婚外子です。(中略)私も今まで、これといった差別は受けなくて来ましたが、自分のルーツをつい、負い目に思ってしまう自分がいます。(幸 [2000] 強調は引用者)

非嫡出子です。差別を受けたと感じたことはありません。就職も困りませんでした。専門職を身につけましたからね。でも、心の中で「自分には他人とちがう色の血が流れているんだ」と、考えていました。(じょじょ

[2000] 強調は引用者)

問題経験の語りに見られる特徴は、次の四つである。

(1) 社会的自己認識における否定感である

問題経験を語る当事者の問題とは、(固有名詞で表されるような総体的個人としての自己認識における問題ではなく)「婚外子」・「私生児」などの集団カテゴリーにまつわる社会的自己認識における否定感である。当事者は“婚外子である”・“私生児である”という逃れがたい社会的弱み (stigma) を感じる一方で、これらのカテゴリーに還元されない自分自身の価値を信じてもいる。

(2) 家族の「実態」が問題ではない

問題経験を語る当事者は、本人が実際に非嫡出子であるか否かをはじめとする、家族にまつわる実態に促されて登場するわけではない。非嫡出子ではないにもかかわらず、問題経験を語る人が存在する(非嫡出子であっても、問題経験を語らない人も多く存在する)。当事者の家庭背景や生育環境はいわゆる「欠損家庭」に限られず、きわめて多様である。

(3) 家族についての「情報の有無」は相関する

だが一方で、問題経験を語る当事者の登場は、「非嫡出子」という法的地位や父母の氏の違いなど、自身の家族にまつわる特定の情報をかれらが知っているか否かということとは相関している。このような情報を有しているからといって、人々が必ずしも問題を経験するとは限らない。だが、情報を有していない人々が問題を経験することはない。

(4) 被差別体験の「不在」

問題経験を語る当事者のうち少なからぬ人々が、それと同時に“相続差別は関係ない”⁽⁹⁾・“就職には困らなかった”・“何もされたことは

ありません”などの言葉で、被差別体験の「不在」を語っている。

3-2 記号としての〈婚外子〉

さて、かれらの語る問題経験は、これまで差別に直接起因する問題としてはまったく顧みられることなく、言うなれば、傷つきやすい人々の「妄想」のストーリーとして、「婚外子差別」という社会問題から排除されてきた⁽¹⁰⁾。非嫡出子ではなく、他に語るべきエピソードを持たない人々においては、その当事者性についても疑問が投げかけられてきた。なぜなら、3-1で述べたように、かれらは言挙げすべき被差別体験を「持たない」からである。だがしかし、価値の次元において差別を捉えるアプローチに基づけば、かれらの語りは差別を構成する中心的問題として把握することができる。

佐藤裕の議論を参照しながら記述をすすめよう。佐藤は社会的比較理論の知見をとりいれ、差別を「社会的評価軸」の維持メカニズムとして捉えた(佐藤 [1989]・[1990])。すなわち差別とは、「能力」や「生まれ」など、ある「序列関係を前提にして、その最底辺にいる人が差別の標識 [ex. 〈女〉・〈部落〉] によって孤立させられ、集中的に『見下される』という社会現象」であり、同時に「社会の全ての人々を序列化するような評価軸を維持する特に強力で巧妙なメカニズムである」(佐藤 [1990: 80-81] [] 内補足は引用者)。佐藤の議論から導き得る重要な事柄は、我々が注目してきた問題経験の背後にあるのは、支配的な価値の基準 (value standard) と、これに基づいて人々から社会成員としての資格を剥奪する装置だということである。すなわち、被差別体験の生起には、必ずしも〈不利益〉の発生を要しない。これまで実証的研究の多くが、研究対象としての「被差別状態」を見出す際に

用いてきた、財の分配における不均等や有形力の行使などがもたらす日常生活遂行上のネガティブな効果それ自体は、差別においては派生的な問題にすぎない。このメカニズムは、ある人々が二分法的な集団カテゴリーを付与されることによって作動するものである(佐藤 [1990: 82])⁽¹¹⁾。

したがって、言挙げすべき被差別体験を「持たない」「婚外子当事者」が訴える社会的自己にまつわる否定感を、価値剥奪の受容に伴う劣等感として把握することができよう。上野千鶴子の言葉を借りれば、「差別による『人間の尊厳の侵害』を主張する以前に、当事者が自尊の感情を持ってないことが、差別が被差別者にもたらす破壊的な効果のひとつである」(上野 [1996: 211])。かれらは、他者のまなざしを経由した自分自身による「見下し(見下され)」の経験に基づいて発言する人々であり、かれらの名を「婚外子」とは、「非嫡出子」の単なる代用語ではなく、価値剥奪の対象者を表す記号としての〈婚外子〉なのである。このことは「ある特定の集団が差別されるのではなく、差別(排除)によって、社会的カテゴリー(集団)が形成される」(佐藤 [1990: 79])という佐藤の指摘とも一致している。

以上の議論を踏まえれば、「婚外子当事者」によって語られる被差別体験の「不在」とは、単に既存の問題枠組みに当てはまる体験を持たないだけであるという解釈が成り立つ。フィールドに流通する差別問題の枠組みは、先に本稿が「加害行為相関主義的アプローチ」と名づけたものと同じであり、かれらはこの枠組みによっては、かれらの問題経験を説明することができないのである。既に2-1で述べたように、加害行為相関主義的アプローチによれば(1)〈不利益〉の発生(2)〈不利益〉と他者行為との

結びつき(3)当該行為と行為者による対象認識との結びつきの三つの条件をクリアしなければ、ある事象が差別問題として認識されることはない。したがって、問題経験者の語りを多少なりとも慎重に取り扱おうとするならば、我々は「婚外子当事者」による“差別をされたことはない”という語りに、“(1)～(3)の条件をクリアするような体験を言挙げできない”という以上の意味を持たせることはできない。よって、本稿の解くべき問いは次のように変換される。“現に被差別を体験している「婚外子当事者」の体験は、どのようにして加害行為相関主義的アプローチからこぼれ落ちてしまうのか？”裏返せば“加害行為相関主義的アプローチでは扱えないような被差別体験とは、どのようにして体験されるのか？”。

4 差別とは何か

本稿は3-2で、我々がこれまで「差別」という概念によって記述しようとしてきた問題経験について、これを価値剥奪問題として考察し得る可能性を示した。また「婚外子当事者」の問題経験を価値剥奪問題として考察し得る可能性を示した。よって第4節では、引き続き「婚外子当事者」の問題を中心に取り上げながら、差別問題一般について論じていく。ある「評価軸」上の「底辺」者としての自己を発見した人々は、「評価軸」・カテゴリー・実在する人々にまたがる発話や、相互作用場面におけるさまざまな他者行動を、自身に対する加害行為の一種として体験するようになる。このような体験と「底辺」者としての自己認識は共に強め合うフィードバック・ループを形成し、人々を「被差別の檻」に閉じこめてしまうのである。

4-1 〈婚外子〉の生成プロセス

さて、「婚外子当事者」が価値剥奪の受容者であるということは、かれらの語りを、単なる「エピソードの源泉」としてではなく、「差別を遂行する者のまなざし」として取り扱えるということの意味している。そこで筆者はまず、かれらの語りをそのレトリックに着目して分析し、かれらがどのような「評価軸」に基づいて自身から社会成員としての資格を剥奪しているのかを明らかにした(橋本[2001])。その内容は“排他的な性愛で結ばれたカップルの子どもとして生まれたか否か”というものである。筆者はこれを「評価軸・愛の結晶」と名づけた。

だが、価値剥奪の前提となる「評価軸」は、結果として差別の対象となる人々に実際に備わっている性質とは無関係に存在する価値の基準であり、問題を経験する人々とは、「評価軸」の「最底辺」に位置する者であることを想定されてしまう人々にすぎない(佐藤[1990: 85])。そこで筆者は次に、かれらの主観的意味世界に定位し、かれらがどのようにして自分自身を〈婚外子〉に該当する者であるとみなすのかを明らかにした(橋本[2001])。その結果、かれらは父母子単位の共同生活の不在や父母の婚姻関係を否定する情報を、自身が〈婚外子〉に該当するか否かを判断するメルクマールに用いていることが分かった。さらに、このような自己認識を持たない人々の語りと合わせると、二つのメルクマール間には「父母子単位の共同生活の不在>父母の婚姻関係を否定する情報」という順に、メルクマールとしての優劣が存在することも分かった。例えば事実婚カップルの子どもは、非嫡出子という法的カテゴリーを有していても、父母子単位の共同生活の実在に基づいて、「評価軸・愛の結晶」の「底辺」者としての〈婚外子〉とはみなされないということであ

る。

4-2 被差別者とは誰か

先行する諸研究の多くは、可視的な諸情報（居住地や身体的特徴）に基づいて、ある人が“問題を経験することが予定されている”集団カテゴリーに属すること（ex. 〈女〉であること・〈部落民〉であること）を与件として記述を始める。だがしかし、「婚外子差別」をとおして明らかになったこととは、人々が“問題を経験することが予定されている”集団カテゴリーを自身や他者に付与する際には、次の三つの段階を経ねばならないということであった。

- (1) ある言説空間にコミットしており
- (2) 自身や他者についての諸情報にアクセスしており
- (3) (2)の情報をある「評価軸」における欠落の証拠として発見する

さて、(1)～(3)のプロセスを前提とするならば、ある人が誰の目にも当該カテゴリーに属する者として映る状態とは、むしろ非常に珍しい状態であると言わねばならない。なぜならまずカテゴリーを付与する者の側において、付与する者が“当人か否か”・“年長者か若年者か”等によって、当該カテゴリーに属する者のメルクマールとして流通する諸情報（ex. 出自に関する情報）へのアクセス容易度やアクセス時期・諸情報と当該「評価軸」との結びつきに関する知識（ex. ○○地区出身者＝〈部落民〉）の共有程度には差が生じるからである。また情報の側においても、当該カテゴリー（ex. 〈女〉・〈部落民〉）は支配的な価値の基準である「評価軸」を背負っており、それゆえ人々に注がれるまなごしは恣意的であるにもかかわらず、用いられ

る諸情報間には当該「評価軸」に照らしてメルクマールとしての優劣が存在するからである（ex. 部落差別における居住地く出自）。

したがって当該カテゴリーの付与は、「他者－自己」間と「自己－自己」間においてしばしばズレを生じることになる。相互作用場面における当該カテゴリーの付与に関して、人々に向けられるまなごしのズレを示したものが、次の〈図表1〉である。すなわち、ある特定のカテゴリーについて、これがある人に「付与される／されない」瞬間を捉えたものである。

<図表1>

		他者	
		同定	非同定
自己	同定	A 他者－自己 かつ 自己－自己	B 自己－自己
	非同定	C 他者－自己	D —————

Aは、他者と当人の双方によって当該カテゴリーを付与された状態である。ある事柄を差別として論じる営みの多くはこの状態を想定している。当該カテゴリーに属する者のメルクマールとして流通する諸情報へのアクセスが容易な差別や、当該カテゴリーと諸情報との結びつきが強固に再生産されている差別においてこの状態を生じやすい。

Bは、当人のみによって当該カテゴリーを付与された状態である。当該カテゴリーに属する者のメルクマールとして流通する諸情報へのアクセスにおいて、当人が最も「有利」であることが多いため、差別はしばしばこの状態を生じ

る。例えば、日常生活を遂行する際わずかな支障をきたす程度に身体が不自由である人々について、当人は〈障害者〉であると思っているが、他者はまったく気づいていないなどのケースである。あるいは、当人はある情報に基づいて当該カテゴリーに属すると思っているが、他者は同じ情報を知りながらもその意味を解していないなどの場合がある。例えば、父母の婚姻関係を否定する情報の持ち主について、当人は〈婚外子〉であると思っているが、同じ情報を知る他者はその意味を解していない学齢前の児童であるなどのケースである。

Cは、他者のみによって当該カテゴリーを付与された状態である。年齢差などの条件により、当該カテゴリーに属する者のメルクマールとして流通する諸情報へのアクセスや、情報に付与された意味の解説において、他者の方が「有利」であることもある。例えば、被差別部落に住む児童について、当人は自身の居住地を「住所」として把握していない、あるいは住所を「部落」として認識していないが、他者は居住地に基づいてかれを〈部落民〉とみなしているなどのケースであろう。また、当人はメルクマールとしての優先順位が高い情報に基づいて自身の「底辺」者性（当該カテゴリー適格）を否定しているが、他者は優先順位が低い情報に基づいて、当人に当該カテゴリーを付与している場合がある。例えば、成人したのち被差別部落に移住した人について、当人は生物学的血縁関係の不在に基づいて〈部落民〉ではないと思っているが、他者は居住地に基づいて〈部落民〉とみなしているなどのケースである。

Dは、他者によっても当人によっても当該カテゴリーを付与されていない状態である。当人が「疑わしい」諸情報をまったく持っていない場合は勿論のこと、当該カテゴリーに属する者

のメルクマールとして流通する諸情報へのアクセスが困難な差別や、当該カテゴリーと諸情報との結びつきがゆるやかに再生産されている差別においてこの状態を生じやすい。

ここで問題にしている集団カテゴリーとは、「評価軸」に基づいて人々を二分するカテゴリーであり、ゆえにこの表において「どちらでもない」場合があり得ないことも重要である。〈部落民〉でなければかれは〈普通の人〉であり、〈同性愛者〉でなければかれは〈普通の人〉である。未だある集団カテゴリーを付与されていないければ、その人は当該「評価軸」において「問題のない人」であることが想定されるのである。

4-3 体験の差異

加害行為相関主義的アプローチによれば、差別の対象になる人々とは、その理由がなんであれ、他者によって当該カテゴリーを付与された人々であった。よって、先の〈図表1〉においては、AとCの人々が差別の被害者であることになる。だがしかし、被差別「体験」とはあくまでも、ある人の主観的世界に生起するものである。そこで、相互作用場面における当該カテゴリーの付与に関して、人々に向けられるまなざしのズレについての当人の予期を示したものが、次の〈図表2〉である。すなわち、ある特定のカテゴリーについて、これがある人に「付与される／されない」瞬間を、当人の視点から捉えたものである。

〈図表2〉は先の〈図表1〉と異なり、目の前の他者が、実際に当人に当該カテゴリーを付与しているか否かを表したのではない。なぜなら、「本当のこと」は分かるはずのないことであり、また、その後の当人がいかなる経験をするかという観点からは、どうでもよいことだ

<図表 2>

		<他者>	
		同定	非同定
自己	同定	A' <他者>-自己 かつ 自己-自己	B' 自己-自己
	非同定		

からである。したがって、この表に示した<他者>とは、当人の思念に現われる他者であり、セル内の「同定/非同定」とは、当該カテゴリーの付与に関して他者が当人について持つ予期の予期である。

A'は、自身に当該カテゴリーを付与した人が、目の前の他者も自身に当該カテゴリーを付与しているだろうと思っている場合である。B'は、自身に当該カテゴリーを付与した人が、目の前の他者は自身に当該カテゴリーを付与していないだろうと思っている場合である。重要なことは二つある。まず、<図表 1>で示したようなズレが生じる可能性を人々が知っているということ。そして、自身に当該カテゴリーを付与していない人々が、このようなく他者>をその思念の内に持たないのに対し(ex. “自分は<部落民>ではない”と思っている人は、目の前の他者について、“かれは自分を<部落民>であると思っているだろうか、あるいは…”などと、あらかじめ想像したりはしない)、自身に当該カテゴリーを付与した人々は、先のズレを前提にした予期に基づいて相互作用を行なうということである。したがって、自身に当該カテゴリーを付与しているか否かの違いは、当人が参加する相互作用

場面の意味づけに大きな差異を生じさせる。他者行動が<不利益>をもたらす場合について比較してみることにしよう。

(1)まず、自身に当該カテゴリーを付与しておらず、それゆえ<他者>を持たない人々(<図表 1>のC・Dの人々)について考えてみよう。他者のある行動が<不利益>をもたらした場合、当人は、自身に発生する<不利益>について「憤る」かもしれない。だが、自身に当該カテゴリーを付与していない人々は、他者の行動がもたらす<不利益>によって、自身の社会成員としての資格について疑いを持つことはない。他者行動の背後に当該カテゴリーの付与があることを知らされたとしても、かれらにとっては「なにかの間違い」であり「事実無根の奇行」にすぎない。

(2)次に、自身に当該カテゴリーを付与している人々の内、B'の場合(自己あり×<他者>なし)について考えてみよう。(1)の人々と同様に、他者のある行動が<不利益>をもたらした場合、当人は、自身に発生する<不利益>について「憤る」かもしれない。だが、自身に当該カテゴリーを付与している人々も、自身が“当該カテゴリーに属する者であること”を知らない(と想定される)他者の行動がもたらす<不利益>によっては、自身の社会成員としての資格について疑いを持つことはない(ex.自身が<在日>であることを決して知り得ないはずの相手による有形力の行使は、「暴力」と解されることはあっても「差別」と解されることはない)。

(3)最後に、自身に当該カテゴリーを付与している人々の内、A'の場合(自己あり×<他者>あり)について考えてみよう。他者のある行動が<不利益>をもたらした場合、当人は、しばしば「憤り」の基盤となるはずの社会的自己そのものにおいて破壊されてしまう。当人はこう

思うかもしれない。“自分がこのようなく不利益」を被るのは〈〇〇〉(ある集団カテゴリー)だからだろうか”と。当人にとって、自身が“当該カテゴリーに属する者であること”を知っている(と想定される)他者による〈不利益〉をもたらす行動は、あたかも自身の「底辺」者性(ex.〈女〉適格)を追認する価値剥奪行為であるかのように認識され得るのである。

まとめよう。4-3では、(1)自身に当該カテゴリーを付与しておらず、それゆえ〈他者〉を持たない場合、(2)自身に当該カテゴリーを付与した人が、目の前の他者は自身に当該カテゴリーを付与していないだろうと思っている場合(〈図表2〉B'),(3)目の前の他者も自身に当該カテゴリーを付与しているだろうと思っている場合(〈図表2〉A')の三つについて、相互作用場面における体験の差異を比較した。(1)・(2)では〈不利益〉をもたらす他者行動はそのまま〈不利益〉をもたらす行為としてのみ体験され、(3)では価値剥奪行為としても体験される。場面単位で考えるならば、その体験において(1)・(2)は同質であり、(3)だけが異質である。だがしかし、(2)・(3)は共に自身に当該カテゴリーを付与している人々の体験であり、B'の場合に価値剥奪行為を体験しなかった人も、A'の場合には価値剥奪行為を体験する可能性を持っている。したがって重要なのは、自身に当該カテゴリーを付与した人々について、かれらが各場面で〈図表1〉A・Bのいずれを予期していても(〈図表2〉A'・B'のいずれであっても)、そこには自分の置かれている状況が〈図表1〉A・Bのいずれかであるという予期のもとに行為解釈を行なっている人が存在しており、それ自体は独立した諸場面が、ひとつの社会的な自己認識をめぐって組織化されているということである⁽¹²⁾。その意味で、自身に

当該カテゴリーを付与しているか否かの違いは、被差別体験を体験する可能性を持っているか否かの違いとイコールであると言えよう。体験の差異をもたらすのは「他者—自己」関係におけるカテゴリー付与ではなく「自己—自己」関係におけるカテゴリー付与であり、差別の被害者とは〈図表1〉A・Cの人々ではなく〈図表1〉A・Bの人々なのである。かれらは、ある「評価軸」上の「底辺」者としての自己認識を抱く人々である。

4-4 被差別のリアリティ

ここで、冒頭で提示した被差別体験のイメージと照らし合わせてみることにしよう。本稿が挙げたのは、(1)“誰も・何もした覚えがない(危害を加えた覚えがない)”という条件下における(2)世界を二分する集団間の関係としての(3)「被抑圧/抑圧」状況の体験である。

(1)問題となる他者行動の多くは、加害者(と事後的に規定される人々)にとって、“危害を加えよう”という積極的な意図の不在を除いても、さらに二つの意味において加害行為ではない。まずそれは①必ずしも〈不利益〉をもたらすものではないということ、そして次にそれは②行為でさえないということである。にもかかわらずそれらは、「底辺」者としての自己認識を抱く人々の前に、加害行為の一種として現われるのである。

①本稿も4-3においては、「底辺」者としての自己認識を抱かない人々との比較のためにあえて、相対的に認識されやすいと思われる“〈不利益〉をもたらす他者行動”という設定を行なった。だが我々が問題にしてきた被差別体験とは、自身が他の人々と異なる者であること(社会成員としての資格を欠いていること)を、ある他者行動をとおして確認させられることに起

因する問題経験である。したがって問題となるのは、通常（社会成員としての資格を有している人々に対するとき）とは「異なる」処遇の認識であり、これは他者行動がもたらす日常生活遂行上の効果の内容（ネガティブorポジティブ）とはさしあたり独立に経験される。〈不利益〉をもたらす他者行動もまた、〈不利益〉としてつまりその日常生活を遂行する上でのネガティブな効果によってではなく、言語として人々を傷つけるのである。これについては、嫡出子・非嫡出子間の相続分格差についての、「婚外子当事者」による次のような語りを例に挙げておこう。「国から一人の人間ではないと宣言されたような相続差別を聞いた時の悲しさ、屈辱感、怒りは決して忘れられません」（住民票統柄裁判交流会 [1993: 124] 強調は引用者）。

②相互作用場面において問題となるのが「異なる」処遇の認識であることから容易に想像されるのは、問題経験者にとっては加害行為であるものが同時に、加害者（と事後的に規定される人々）にとっては行為でさえないという事態である。“つがれなかったお茶”（と問題経験者によって事後的に記述される出来事）は、加害者（と事後的に規定される人々）にしてみれば、意識の上にもほらないような「出来事以前の」出来事であるかもしれない（問題経験者の指摘を受けて、「つぎ忘れた」という記述が回顧的に与えられるとしても）。だがしかし北田暁大も述べるように「行為解釈（記述）は、自明な世界の状態から《行為の「結果」である出来事》を殊更に採りあげることから始まる」（北田 [1998: 153]）のである。すなわち、あるふるまいを誰かの行為として解釈する際、行為の単位性は、あるふるまいの結果である解釈者の体験から遡及的に画定されていくのである（北田 [1998: 153]）。価値剥奪が体験されたからこそ、そこにある出来

事ひいては加害行為が見出されていくのであり、その逆ではない。価値剥奪体験の結果として見出された“つがれなかったお茶”という出来事は、単なる「つぎ忘れ」によるものではなく「順番とばし＝価値剥奪（行為）」によるものになる。同様に、“床上に横たわる名刺”という出来事は、単なる「とり落とし」によるものではなく「破棄＝価値剥奪（行為）」によるものとなるのである。したがって注意すべきは、問題経験者の抱く「底辺」者としての自己認識の有無が、他者の行動（behavior）が行為（action）であるか否かそれ自体を規定する要因の一つとして、既に織りこまれているということである。

『「何が抽出されるべき出来事であるのか」』『行為にいかなる意味を与えうるのか』という二つの水準において、われわれはコンテクストに言及することにより、[無限に続く可能性を孕む、行為の] 帰責過程の連鎖をどこかで中断している」（北田 [1998: 158] [] 内補足は引用者）のであり、問題経験者に「底辺」者としての自己を発見せしめた、「評価軸」・集団カテゴリー・実在する人々にまたがる数々の発話からなる言説空間は、このようにコンテクストを規定しているのである。加藤秀一は次のように述べる。「人は自分の行為の意味を独りで決めることはできない。したがって厳密には、人は独りで差別をすることはできないし、反対に人は独りでは差別をしないこともできない」（加藤 [1998: 179]）。

(2) 「底辺」者としての自己認識を抱く人々は、同時に次のことをも知っている。それは、「底辺」者としての自己を発見する際にメルクマールとして用いた情報について、“もしも当該情報の持ち主でなければ、自分がこのような体験をすることはなかったであろう”というこ

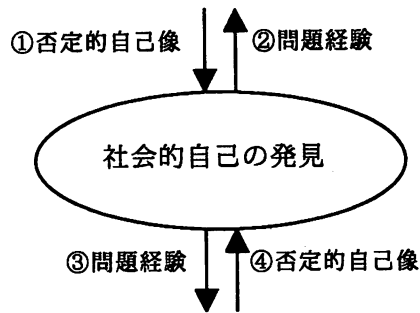
とである。A. Memmiは次のように述べる。「[肌を黒く塗って黒人の日常を体験したとしても白人は]自分を完全に黒人の立場、家族を焼却炉でなくしたユダヤ人の立場に置くことは絶対にできない」(Memmi [1982→1994=1996: 155] []内補足は引用者)。かれらは、当該情報の持ち主ではない(とみなした)他者をまったく異なる世界を体験する「あちら側の」人々として分類し、当該情報の持ち主である(とみなした)他者を自身と同じ世界を体験する「こちら側の」人々として分類する。さらに、佐藤によれば当該情報に基づいてかれらが自身に付与したカテゴリーとは、そもそもその区分において「差別者と共犯者が同一カテゴリーに、被差別者のみが異なるカテゴリーに属するように恣意的に設定されている」(佐藤 [1990: 82])。そのため、直接には加害者として現われるわけではないその他大勢の人々と当該情報の持ち主との関係も、「(二分法的な)『見下し』の関係として『想定されて』しまうのである」(佐藤 [1990: 82])。かくして世界は、敵対する二つの集団から成り立つものとして構成されることになろう。

(3)まず、問題経験者の自己認識とこれととりまく場面の連関を簡略に示しておこう(図表3)。

起点となるのは、ある言説空間における、社会成員としての資格を欠落した自己の発見である(図表3)①。江原由美子の言葉を借りれば、「広く流布している諸言説は、その言説に接する人々を、異なる諸権利と諸義務の体系のもとにおくことになる。言説によって暗黙に与えられる異なる権利と義務の束を『言説内の立場』というとすれば、人は言説に『呼び掛けられ』それに応答することによって自らに特定の『アイデンティティ』をわりふり、そしてそのことによって、自らを『言説内の立場』に閉じ

<図表3>

α. カテゴリーセットを構成する言説



β. 相互作用場面における他者行動

込めるのである」(江原 [2001: 34])。

いったん発見されたこのような自己は、「評価軸」・集団カテゴリー・実在する人々にまたがる数々の発話(図表3)α)を、自身の「底辺」者性を追認する価値剥奪行為として体験することになろう(図表3)②)。自己の発見をうながす発話と価値剥奪行為として体験される発話とは同一のものであり、したがって両者は同時的・反復的に起こるものである。竹村和子は次のように述べている。「抑圧は人生の早い時期に、一回だけの言語への参入として起こっているわけではありません。言語の使用をとおして——それはとりもなおさず日々の自己認識なのですが——繰り返し、繰り返し、続いているのです」(斎藤・竹村 [2001:11-12])。だが、先の発話は、その前に既に存在する総体的個人としての自己(それはあくまでも遡及的に見出されるものにすぎないが)に差し向けられた価値剥奪行為として体験されるのである(Fanon [1952=1970]・安積 [1993]など)。さらにこのような自己は、相互作用場面におけるさまざまな他者行動をも、価値剥奪行為として体験することになろう(図表3)③)。

重要なことは、「底辺」者としての自己認識と $\alpha \cdot \beta$ の両場面が、二重に強め合うフィードバック・ループを形成するということである。「底辺」者としての自己認識を抱く人々は、 $\alpha \cdot \beta$ の両場面をそれぞれ価値剥奪行為として体験するが（〈図表3〉②・③）、この体験は同時に、先の自己認識が確かなものであったことを裏づける証拠として作用する（〈図表3〉①・④）。このような経験的「裏づけ」を得て、先の自己認識を強めた人々の主観的世界においては、第三者の目から見れば「とるにたらない・些細な」出来事も、「明らかに偶然」と思われる出来事も、「出来事以前の」出来事も、次第しだいに価値剥奪行為として生起するようになるであろう（〈図表3〉②・③）。さらに、この二つのループが自己認識をめぐる一つのループに統合されるにいたって（〈図表3〉全体）、ここに、一貫性を備えた状況としての「被抑圧／抑圧」の構図が立ち現われてくることになる。問題となる $\alpha \cdot \beta$ の両場面とここに登場する人々は、第三者の目から見れば相互に関連を持たない単独の場面であり、互いに無関係な人々でしかない。だがしかし、「底辺」者としての自己を発見した人々にとっては、自身の「底辺」者性を裏づける一続きのシナリオとして、蔑みに満ちた集団として、体験されるのである。石川准は次のように述べる。「ときおり強烈な差別がどこかで実行されるだけで、それ自体としては排除と見えないほど些細な多くの出来事までが、マクロな統制システムの一環という微分的な含意を得て排除的効力を増幅させる。個々の出来事は互いに共鳴し触発しあって巨大な効果を出力する。したがって、当事者の視点からは、その場限りの特殊な事件としては終息せず、途方もなく大きな差別構造の具現もしくは証拠と否応なく見えてしまうところに、被差別体験の本質的

な特性がある」（石川 [1992: 106]）。

5 おわりに

—問題構築者の差別論へむけて—

現在の差別定義において圧倒的に優勢なのは、“差別がある”・“～のとき差別がある”という記述ではなく、“差別とは～（行為）である”・“～（行為）は差別である”という記述である。このような記述のスタイルは、差別を一貫性を備えた「状況」としてしか把握し得ない問題経験者のリアリティと、一回性の「事件」としてしか把握し得ない他の人々のリアリティとの必然的な分裂とその非対称な関係性を、そのまま反映しているのではないだろうか。

被差別体験とは、ある特定の自己認識を抱く人々の主観的世界においてのみ生起するものである。したがって差別を他者行為の一類型として定義することは不可能である。大村英昭は次のように述べる。「ある鋭敏なひとにとっては差別である行為も、他の鈍感なひととはそれを感じないで済むであろう。極端な場合、可視的な仕方では何も行為しない、まさにそのことが『差別行動』になり得るのである」。そのような意味において、「刑法にふれない、従って検挙できないということが、『差別行動』とか『スケープゴートリング』と呼ばれる行為の本質的構成要件なのである」（大村 [1980: 14]）。

行為者の意図した効果と実際にもたらした効果の偏差こそが被差別体験の特徴であることを考えれば、本稿と先に「加害行為相関主義的アプローチ」として一括した差別・排除研究とのスタンスの違いもおのずと明らかになるであろう。問題経験者の視野に現われる「差別者」

(ある集団カテゴリーの補集合としての「抑圧者」)と、諸研究の視野に現われる「差別者」(〈図表1〉のAとCに登場し、〈不利益〉をもたらす者)とは、実のところまったくの別人である⁽¹³⁾。「被差別者」が記号なら「差別者」もまた記号にすぎない。その意味で「差別者の体験」など、この世のどこにも存在しない⁽¹⁴⁾。加害行為関連主義的アプローチが描いてきた「差別者」の体験とは要するに、発生した〈不利益〉についての責任を(首尾よく/運悪く)帰せられた「排除者」の体験なのである⁽¹⁵⁾。さらに言えば、「排除者」は問題経験者の視野に現われる「加害者」(「差別者」の代理人としての)とも一致しない。あらゆる人々が「加害者」となる可能性を持っていることは、既に見てきたとおりである。そして多くの場合、「差別者」・「加害者」を名指すことのできないまま、後にはただ「妄想に憑かれた」人々だけが残されることになる⁽¹⁶⁾。

以上の事柄を踏まえるならば、差別論が差別を発見するための回路は、被差別体験が生起する条件において、すなわちある特定の自己認識が人々に抱かれるその条件において、見出されるべきであろう。筆者が考える「価値剥奪装置としての差別」というイメージは、次のようにあらわすことができる⁽¹⁷⁾。

当該社会における可視的な差異によって識別される人々について、かれらのある社会的価値基準上の絶対的な劣位性が、ひとつあるいは複数の集団カテゴリーを介して、自明な知識として人々に共有されているとき、(共有する成員の内に)被差別体験が生起する。

可視的な差異とは、人々の多様な実在的差異の内、ある価値基準に基づいて見出された差異

であり、江原はこれを前者と区別するために「標識」(江原 [1985: 75])と呼んでいる。だが、可視的な差異を差異たらしめている価値基準の中身を、ここでは問わない。それはさしあたり、特定の被差別体験が生起する基準とは独立に考え得ると思われるからである⁽¹⁸⁾。佐藤の用語法に倣い用いてきた「評価軸」・「底辺」者は、より一般的な「価値基準」と「絶対的な劣位性」に置き換えた。また、両者の結びつきを自明視させているカテゴリーはひとつではなく、カテゴリーそのものに「差別性」が宿っているわけではないことも重要である。用いられるカテゴリーは同一であっても、時代的・地域的な隔たりによって、動員される価値基準は異なるであろう。その意味で「価値剥奪装置」とは、あるカテゴリーが発せられただけで、それが「差別発言」として人々の耳に響く条件そのものを指しているとも言える。最後に、被差別体験が上記の知識を「共有する成員の内に生起する」ということは、次の二つのことを含意している。第一に、可視的な差異によって識別される人々に常に体験されるわけではなく、またその周辺の人々にも体験され得るということ。これは例えば、「非嫡出子」という差異によって識別される人々のなかにも、〈婚外子〉という自己認識を抱かず被差別体験を体験しない人が存在することや、「非嫡出子」ではないにもかかわらず、〈婚外子〉という自己認識を抱き被差別体験を体験する人が存在するという既述の事例によって説明されよう。第二に、同一の場面に身をおいていても、知識を共有していない人々には生じないということである。これは例えば、「部落出身者」という差異によって識別され排除された場合でも、上記の知識を共有していない児童が、必ずしもそれを被差別体験として体験するわけではないなどの既述の事例によって

説明されよう。

本稿は、告発相関主義的アプローチ⁽¹⁹⁾をとらない。まず、人々の訴えをひたすらに信じて記述する完全なる告発相関主義は、問題経験者に必ずや付き纏うであろう「妄想」の嫌疑を永遠に晴らし得ないという点で、とうに「差別」論ではない（それは単に構築主義的社会問題論である）⁽²⁰⁾。だが、ある基準に基づいて訴えを拾い上げる類のアプローチもまた、我々の視界に飛び込んでくる数々の訴えそのものが、差別を論じる営みの「こだま」の域を出るものではないという事実に甘んじることによって、ようやく成り立つ「差別問題」論にすぎない。草柳千早も指摘するように、ある問題経験を特定の社会問題として人々に認識せしめるのは、問題経験の内容ではなく、流通する問題の枠組みである。たとえあるところで問題が経験されていても、既存の問題枠組みに合致しなければ、それはただの問題経験として留め置かれ、やがて無化されることになろう（草柳 [1994]・[1996]）。したがって、問題経験の語りを未だ語られざるどころに聞くための新たな枠組みの模索が、ぜひとも必要なのである。実証研究に応用するには荒削りな議論ではあるが⁽²¹⁾、そのような試みの第一歩として本稿を位置づけたい。

註

- (1) 「何かおかしい」という感覚や、現状についてのネガティブな感情（草柳 [1996: 32]）。
- (2) 坂本は同様の問題意識から出発し、「およそ差別というものに共通の原因などない」（坂本 [1986: 34]）という結論に至っている。
- (3) 「装置」という語は、直接には江原の「装置としての性支配」に倣った。その含意は、「個人の内面に支配—被支配というパーソナリティ傾向や意思が存在しなくとも、行為の社会的条件の中に『支配』を結果的に産出してしまうような条件がある」というイメージ、しかもその条件が『性支配』そのものによって産出される条件であるというイメージである（江原 [1995: 16]）。
- (4) 参与観察は主に次の場所で行なった。①公的書類の続柄記載をめぐる裁判を支える「住民票続柄裁判交流会」と改称後の「なくそう！戸籍と婚外子差別・交流会」（1994年～継続中）、②民法改正に向けて、夫婦別姓と共に嫡出子・非嫡出子間の相続分格差を問題化する運動（継続中）、③アイデンティティの問題を中心に「子ども」の立場からこの問題を考えはじめている人々のゆるやかなネットワーク（2000年～継続中）。
- (5) 8名の「婚外子」に筆者が行なったライフヒストリー・インタビュー（2000年5月～12月）。
- (6) 婚姻していない女性の子どもとして届け出られた人々に付与される法的カテゴリー。
- (7) 非嫡出子は、親の遺産相続に際し嫡出子の二分の一と定められている。また戸籍続柄欄の記載についても嫡出子と異なる表記がなされる。これら嫡出子・非嫡出子間格差は差別であるとして数々の裁判で争われてきた。
- (8) 「嫡出」という語には「正統な」という意味合いがあるためである。
- (9) (2)で述べたように、「婚外子当事者」は必ずしも非嫡出子であるとは限らない。また、嫡出子のきょうだいを持たなければ、相続分格差は発生しない。
- (10) 当事者の自己否定感の訴えについて、参与観察中に聞かれた言葉には次のようなものがあった。“婚外子の自分語りには辟易している”・“あなたはいったい何をされたというのか”・“なぜもっと明るく生きられないのか”。もっとも、ここで問題にしているのはあくまでもトピックからの排除で

あり、(現象としては一部重なるものの) 運動組織からの排除ではない。

- (11) 佐藤は同論文中で、「見下し」を「評価軸」の運用によって不利益をもたらす行為として置いている(佐藤 [1990: 80])。ここだけを取り上げれば、佐藤の議論も加害行為相関主義的アプローチに限りなく近づくことになる。だが、踏まえられた議論や他の箇所の議論との整合性を考えれば、佐藤の「見下し」も、日常的な用語法としての「見下し」つまり認識上の価値降下として解するのが適切であろう。
- (12) このことは、“自分が置かれている状況が〈図表 1〉A・Bのいずれか分からない”場合(〈図表 2〉には登場しないが)について考えてみれば、より分かりやすい。未だ判断を下していないからといって、判断を下そうとしている人がいることにはかわりがない。
- (13) 「差別=排除」の視点に立てば、排除行為を行なう人と行なわない人とは、その「罪」においてまったく異なるため、排除行為を行なった覚えのない多くの人々は、自身を「非・差別者」として位置づけるであろう。しかし「被差別=価値剥奪」という視点に立てば、かれらもまた排除行為を頻発する人々と同じように「差別者」として現われ、ある人々を脅かしている可能性がある。〈婚外子〉でない人々は〈婚外子〉にとってそれだけで「差別者」であり、〈女〉でない人々は〈女〉にとってそれだけで「差別者」である。かれらが排除行為に手を染めておらず、〈婚外子〉・〈女〉である現実の他者をいかに愛していたとしても、それは「事実」である。このような体験についてしばしば聞かれるのが“一種の「妄想」ではないか?”というものである。そのとおりである。だがしかし、それらはあくまでも社会・文化的に水路づけられた「妄想」であり、その意味で他のあらゆるコミュニケーションと同程度の「妄想」な

のである。この水路を「差別」と呼ばずにいったい何を「差別」と呼べばよいのか、私には分からない。

- (14) むろんこのように述べたからと言って、加害行為相関主義的アプローチが描いてきた「差別者」(「排除者」)を「免罪」する意図はまったくない。排除行為は排除行為として、ぜひとも問題にされるべきである。
- (15) このようなアプローチが同時に差別の「恣意性」を強調する場合、そのラディカルさは皮肉にも、差別論を「差別」論たらしめているところの、問題経験者とその他の人々との間に横たわる決定的な非対称性(所謂「権力関係」)の存在を根こそぎ否定してしまうことになる。例えば次のような立論である。「部落民とみなして、排除する行為、侮辱する行為は、相手が誰であろうとも、その差別性にはいささかの違いもないとみたほうがよい。(中略)確かに、心理的な打撃、傷の深さには、違いがあるかもしれない。しかし、それは部落出身であるかないかという違いよりは、置かれた状況の違いや、考え方や受けとめ方の個人差のほうが大きいだろう」(野口 [2000: 21])。
- (16) 都市化やプライバシー尊重の傾向など、〈被差別者〉のメルクマールが人目につきにくくなる条件が増えるにつれ、当然にも加害行為相関主義的アプローチで告発可能な「排除者」の数は減ることになる。このような状況下で、問題を経験しながらも言挙げすべき被差別体験を「持たない」人々については、社会問題化することがより一層難しくなっており、ここに新たな問題を生じているとも言える。「婚外子差別」のフィールドで見られるのは、訴えを他の人々と共有できないことによる「問題経験の重層化」という事態である。
- (17) これは佐藤の言う「集合意識としての差別」(佐藤 [1996])にあたるものである。
- (18) 江原は、権利の制限を正当化する差異の設定と

して「子ども」の例を挙げているが（江原 [1985: 64-65]）、「子ども」を「子ども」として見出すまなざしが、「子ども」とされる人々に直接、被差別体験を体験させるとは言えない。「婚外子問題」の例を挙げれば、「婚内子／婚外子」という差異を生み出す価値基準として、これまで「(婚姻) 家族主義」が問題にされてきた。だが、「(婚姻) 家族主義」はむしろ性差別と密接に関わっている。従来の反婚外子差別の運動が、女性解放運動の一環として行なわれてきたのは、それゆえであろう。この問題については別稿を期したい。

(19) 人々の訴えを契機として差別を発見していくアプローチ。現実には殆どの研究について当てはまるが、その基準を明示したものとしては、坂本や水津の定義がある。坂本は「差別とは、成員のカテゴリー間の同一性に関わる正当性の基準に基づいて告発された事象である」と定義し（坂本 [1986: 31]）、水津はこれを引き継ぎ・再定義した（水津 [1992]）。これらは「差別される側の視点を重視する」差別論と言われることもあるが（佐藤 [1994]・山田 [2000] など）、必ずしもそうではない。なぜなら両者の定義は、①人々の問題経験も②人々による問題定義も問題にしていないからである。極端なことを言えば、告発が完全な悪戯

であっても、基準に合致してさえいればよいわけであり、むしろ告発者（問題経験者に限られない）の主観的経験を排したところに、これらの定義の特徴がある。

だが水津は同時に、「排除」（差別）現象について、三つの次元（③（②（①「一市民」）「専門家」）「構築主義者」）における関わり方の可能性を示している（水津 [1992: 113-114]）。水津の整理に即して言えば、従来の差別論を①「一市民」のまなざし、坂本・水津の定義を③「構築主義者」（本稿では「告発相関主義」）のまなざしと位置づけることができよう。本稿の目的は、この二つのまなざしの狭間に、②「専門家」（本稿では「社会学による問題構築者」）のまなざしを設定することにある。

(20) また、田淵は「家族という語の使用のみが家族に関わる当事者の『意味ある世界』の重要な局面であるという保証はどこにもない」（田淵 [1996: 33]）と指摘しているが、同じことが「差別」についても当てはまるであろう。

(21) 特に「知識の共有」についての操作的な定義をどうするかという問題がある。この問題については、樽本が方向付けを行なっている（樽本 [1994]）。

文献

安積遊歩 1993 『癒しのセクシー・トリップ——わたしは車イスの私が好き!』, 太郎次郎社。

江原由美子 1985 『「差別」の論理とその批判——『差異』は『差別』の根拠ではない』『女性解放という思想』: 61-97, 勁草書房。

——— 1995 『装置としての性支配』, 勁草書房。

——— 2001 『ジェンダー秩序』, 勁草書房。

江嶋修作 1993 「差別」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』: 512, 有斐閣。

Fanon, Frantz 1952 *Peau Noire, Masques Blancs*, =1970, 海老坂武・加藤晴久訳, 『黒い皮膚・白い仮面』, みすず書房。

橋本真琴 2001 『「婚外子問題」の再構成——〈婚外子〉の自己差別の語りをとおして』お茶の水女子大学大学院

人間文化研究科修士論文。

- 石川 准 1992 『アイデンティティ・ゲーム——存在証明の社会学』, 新評論。
- じょじょ 2000 「私は…」 (http://webmarket2000.nu/tree/treebbs.cgi?user=1517&mode=all_read&no=20&page=0
2000.11.6.参照)
- 住民票統柄裁判交流会編 1993 『住民票統柄裁判5周年記録集——なくそう婚外子差別 認めさせよう多様な生き方!』: 122-128, 住民票統柄裁判交流会。
- 加藤秀一 1998 『性現象論——差異とセクシュアリティの社会学』, 勁草書房。
- 北田暁大 1998 「動機・責任・道徳——Schutz動機論からLuhmann道徳理論への展開」『社会学評論』49 (4) : 149-164。
- 草柳千早 1994 「『問題』経験とクレイム——構築主義の社会問題研究によせて」『年報社会学論集』7 : 167-178。
- 1996 「『クレイム申し立て』の社会学再考——『問題経験』の社会学に向けて」『現代社会理論研究』6: 29-42。
- Memmi, Albel 1982→1994 *Le racisme*. =1996 菊池昌実・白井成雄訳, 『人種差別』, 法政大学出版局。
- 野口道彦 2000 『部落問題のパラダイム転換』, 明石書店。
- 大村英昭 1980 『非行の社会学』, 世界思想社。
- 幸 2000 「初めまして。」 (http://web.../treebbs.cgi?user=1517&no=32&reno=no&oya=32&mode=msg_view&page=0
2000.11.6.参照)。
- 斎藤純一・竹村和子 2001 「親密圏と公共圏のくあいだ——孤独と正義をめぐる」『思想』925: 7-26。
- 坂本佳鶴恵 1986 「社会現象としての差別——理論化のための一考察」『ソシオロギス』10: 24-37。
- 佐藤 裕 1989 「『見下し』の理論と差別意識」『年報人間科学』10: 111-128。
- 1990 「三者関係としての差別」『解放社会学研究』4: 77-87。
- 1994 「『差別する側』の視点からの差別論」『ソシオロギス』18: 94-105。
- 1996 「『差別表現』を考える——差別-被差別関係の『ねじれ』と他者化」栗原彬編『講座 差別の社会学 I 差別の社会理論』: 113-135, 弘文堂。
- 水津嘉克 1992 「社会学的分析対象としての『排除』——『構築主義』的視点の可能性」『ソシオロギス』16: 101-118。
- 鈴木二郎 1974 「ヒューマンイズムと差別」『現代と思想』17: 37-53, 青木書店。
- 田淵六郎 1996 「主観的家族論——その意義と問題」『ソシオロギス』20: 19-38。
- 榎本英樹 1994 「権力現象における共有知識の意義」『ソシオロギス』18: 1-14。
- 上野千鶴子 1996 「複合差別論」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座現代社会学 15 差別と共生の社会学』: 203-232, 岩波書店。
- 山田富秋 1996 「アイデンティティ管理のエスノメソドロジー」栗原彬編『講座 差別の社会学 I 差別の社会理論』: 77-99, 弘文堂。
- 2000 「第五章 差別現象のエスノメソドロジー」『日常性批判——シュッツ・ガーフィンケル・フーコー』: 109-132, せりか書房。

付記

本稿は、第74回日本社会学会大会（2001年11月24日）での報告に基づいている。インタビューに応じてくださった8名の「婚外子当事者」の方々には、執筆のきっかけと沢山のヒントをいただいた。また執筆にあたっては、加藤秀一、崎山治男、須長史生、上野千鶴子の各氏から有益なコメントと懇切なアドバイスをいただいた。記して感謝したい。

(はしもと まこと、お茶の水女子大学大学院、mato@dp.u-netsurf.ne.jp)

Discrimination as an Apparatus of Value Exploitation

Based on a case study of “love-child discrimination”

HASHIMOTO, Makoto

Ochanomizu University
mato@dp.u-netsurf.ne.jp

This paper, based on a case study of “love-child discrimination”, aims at offering an idea on how discrimination can be defined. One of the striking characteristics of the argument on discrimination is that they discuss the existence of aggression. Hence, this paper suggests defining discrimination as an apparatus of discourse that provides contextual meaning of actions.